

京都大学文化財総合研究センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京都大学文化財総合研究センター（以下「文化財総合研究センター」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 文化財総合研究センターは、文化財の調査・保存・活用に関する総合的教育研究を行うとともに、京都大学敷地内の埋蔵文化財についての調査研究及びその保存のため必要な業務を行う。

(センター長)

第3条 文化財総合研究センターに、センター長を置く。

- センター長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。
- センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- センター長は、文化財総合研究センターの所務を掌理する。
- センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名する者がその職務を代理する。
- センター長が欠けたときは、あらかじめセンター長が指名する者がその職務を行う。

(協議員会)

第4条 文化財総合研究センターに、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。

- 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

(連携協議会)

第5条 文化財総合研究センターに、学際的教育研究拠点の構築に係る関係機関等との連携に関する重要事項についてセンター長の諮問に応ずるため、連携協議会を置く。

- 連携協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、連携協議会が定める。

(研究科の教育への協力)

第6条 文化財総合研究センターは、次に掲げる研究科の教育に協力するものとする。

文学研究科

工学研究科

(事務組織)

第7条 文化財総合研究センターに置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。

(内部組織)

第8条 この規程に定めるもののほか、文化財総合研究センターの内部組織については、センター長が定める。

附 則

- この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 京都大学埋蔵文化財研究センター要項（昭和52年7月5日総長裁定）は、廃止する。